

第5回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会  
事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ  
議事録

日時：令和8年2月24日（金）10:00～11:15

場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及びMicrosoft Teams

1. 出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

2. 議題

- ・早期事業再生法の制度設計について
- ・早期事業再生検討ワーキンググループ取りまとめ（案）について
- ・事業再生ADRに係る省令・告示等の適正化・改正について

3. 議事内容

○鮫島産業組織課長　それでは、「第5回産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ」を開催いたします。皆様には御多用のところ、今回も御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　本日は、委員皆様が対面で御出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。また、オブザーバーとして、金融庁、法務省から御参加をいただいております。

　また、配付資料の確認を行います。本日は資料3、4、5まででございます。

　それでは、以降の議事につきましては、山本座長にお願いできればと存じます。

○山本座長　おはようございます。それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

　最初に、資料3の説明につきまして事務局からお願いしたいと思います。

○鮫島産業組織課長　かしこまりました。それでは、資料3を御覧いただければと存じます。本日新たに御審議いただきたい論点をまとめてございます。これまでのワーキング

グループで御審議いただいた論点も含めた取りまとめ案は資料4にまとめております。こちらは後ほど御説明いたしますので、まずは資料3につきまして、集中的に御審議をいただければと存じます。

資料3の2ページ目が本日の論点、大きく5つございます。

まず3ページ目が弁済禁止の例外についてです。これは当ワーキンググループの中間整理の資料でございますが、右下にございますとおり、少額の対象債権について、今後検討ということになってございました。

それを踏まえての検討というのが、次の4ページ目でございます。弁済禁止の例外となる少額の対象債権の要件として、「早期に弁済することにより手続を円滑に進行することができる場合」という要件を設けてはどうかという御提案です。その理由とその意義が下のポツに書かれてございます。手続上の負担は、特にファイナンス・リースについて問題となり得ますが、手続中も約定弁済が継続可能となる意義があるというところでございます。

次の5ページ目が御参考までに民事再生法、さらには会社更生法における同様の条文の規定でございます。

次の6ページ目が、これは少額の対象債権を手続中に弁済する際の手続でございます。事前に指定確認調査機関の確認を求めることをご提案しております。さらには、その効果が2つ目のポツでございます。効果としては、権利変更議案の段階で、ほかの債権者にも同じ額まで全額弁済を行うという対応もQ&Aで示してはどうかという御提案でございます。

次の7ページ目以降が2つ目の論点、対象債権者に漏れが判明した場合の扱いということでございます。

8ページ目は、問題意識として、リースも含む場合には、対象債権者に漏れがあることがあり得ると記載しております。それが判明した場合にどうなるか。原則としては、手続の瑕疵ということでやり直す必要がございますが、ただ、常にやり直しをすると早期での事業再生の支障にもなり得るということで、下の図にございますとおり、どの段階で覚知をしたかということで、ケース①、②、③、それぞれの場合でどのような瑕疵の治癒があり得るかを検討してございます。

それが次の9ページ目でございます。ケース①は、第1回対象債権者会議の扱い、これは記載の手続で治癒が可能と。ケース②の場合、第2回対象債権者会議の扱いも同様。ケ

ース③においては、対象債権者集会の扱いをどのようにするか。基本的には再度行う必要があるのですが、決議を再度行わなくとも不認可事由に当たらない場合もあり得るのではないかといった記述でございます。

次の10ページ目以降が対象債権についてです。私募債と店頭デリバティブ取引に係る債権についてということでございます。

11ページ目が、既存の中間整理の20ページでございますとおり、社債のうち私募債について貸付債権に含めてはどうかということでございます。右下の「私募社債の定義」にございますとおり、①、②がいわゆるプロ私募、③が少人数私募ということで、この私募債を対象にする、公募債は転々流通、流通性があるので、外してはどうかということでございます。

さらに、そのうち12ページでございますとおり、私募債のうち、私募債の所有者が「金融機関等」である場合、または「金融機関等」から譲り受けた場合については対象としてはどうかということでございます。ですが、下の※1にございますとおり、譲渡の方法について、一般債振替制度を利用した場合は対象外とするということ、また※2にございますとおり、プロ私募によって勧誘された場合に限りという限定をつけてはどうかという御提案でございます。

次の13ページ目以降が店頭デリバティブ取引に係る債権ということございまして、要件を14ページ目の2つ目のボツに記載してございます。まず店頭デリバティブ取引又は店頭商品デリバティブ取引でありまして、解約されたことということでございます。加えて、※1、※2、※3のような限定、もしくは適用局面における対応がございます。

理由については、ここにございますとおりです。債権額は解約時点で評価をした清算金や解約違約金等ということでございます。

次の15ページ以降が、その他の中間整理からの修正ということ、第4回ワーキンググループにおいて、関係団体からいただいた御意見を踏まえて、以下の修正ということでございます。

①から⑦がございしますが、例えば④にございますとおり、預金拘束についてということで、「安易に」という記載を削除すること、さらには、⑦にあるようなオーナー貸付について、これは早期事業再生法でも手続外での権利変更の可能性は否定されない、また、それによって対象債権者の理解を得ることに繋がると思われる、それをQ&Aにおいても記載してはどうかという御提案でございます。

本日の新たな論点、5つにつきましては、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、まずはこの資料3について御議論をいただきたいと思います。

例によって私からまず順に御指名いたしますので、御発言をいただきたいと思います。大きく5点の論点ということでしたが、どの点でも結構ですので、お気づきの点を、恐縮ですけれども、1人5分程度をめどに御意見を賜ればと思います。それでは、例によって、鐘ヶ江委員からお願いできますか。

○鐘ヶ江委員 ありがとうございます。鐘ヶ江です。

今日いただきました資料については、これまでの議論を反映させていただいたものであり、新しい点は特にないとは思っています。そのため、いずれの点についても私は賛成をしています。

1点だけ、質問というか確認をさせていただきたいところがあります。8ページの対象債権者に漏れが判明した場合の対応として想定しているもののうち、ケース②の第2回の会議が終わった後の決議の前に判明した場合の取扱いが9ページにあります。この取扱いの(1)の追加の対象債権者については、ケース③のように議決権を有している、有していないという区別は特につけずに、(1)の措置、必要な説明を行い、意見が述べられた場合には通知するという措置になっています。恐らくよく出てくるのはファイナンス・リース債権者だとすれば、リース債権には担保権がついているので、基本的に議決権がない債権者ということが想定されるかと思うのですが、このケース②の場合に、議決権を有している債権者といない債権者が区別されていなくてよいのか、必要な説明の程度が違うなどどこかでその区別があるのかという点についてのお考えをお伺いしたいと思いました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。事務局から。

○田尻補佐 ありがとうございます。産業組織課の田尻です。

今の点につきましては、結論からいうと議決権の有無によって差を設ける方向では考えてはおりませんでした。というのも、このケース①と②の場合については、必要な説明を行っていただく、この対象債権者というのは議決権のありなしにかかわらず、担保権者も含めて対象債権者ということになるためになります。一方で、ケース③の場合については、権利変更の対象になるという意味での対象債権者が限定されているという意味で、機械的に考えていくと、そのような整理になるかと思っておりました。

ただ、御指摘を踏まえまして、改めてその整理が適切なのかというところは少し考えさせていただきますと考えています。

○鐘ヶ江委員　ありがとうございます。

○山本座長　ありがとうございました。それでは、続いて、菅野委員、お願いします。

○菅野委員　菅野です。

菅野からも今日の論点というのは、鐘ヶ江先生もおっしゃったとおり、基本的に前のワーキンググループから継続協議してきたものですので、その意見の集約がされたと理解しております。いずれについても私も賛同いたします。

若干のみコメントさせていただきますと、1つ目の少額の対象債権の弁済禁止の例外のところについては、議論を重ねて検討を進めて妥当な結論に落ち着いたのではないかと考えております。

この少額性については、単に少額だけだと、實際上、手続の円滑化に資するか資さないか、金融機関等の中でも少額の部分はあるけれども、本来的に弁済禁止の例外とせず手続に参加していただく必要がある対象債権者についても、同質に扱うべきなのかという議論がありますので、民事再生法などを参照して、85条5項前段の文言を入れた点も適切だと思っております。

そして民事再生手続などの実務においても、債権者の公平性から、最終的な計画において、弁済禁止の例外部分の少額性と平仄を合わせるということもされていると思いますし、当初から少額弁済をするときの資金の調達、資金繰りの安全性というところについても、最終的な計画で、資金的に賄えかある程度推察できるときに、少額弁済を行っていると思います。そういう意味でも妥当と思っております。

もう一点、少額性の判断をするところが非保全部分だという点も実務上柔軟な解決ができるのではないかと考えております。ほとんどの場合には、保全部分でファイナンス・リースについては弁済できるけれども、非保全になる部分について、例外的にここで対応できると。

少額債権の判断基準としては、債権基準ではなくて債権者基準ということになりますが、仮に少額のファイナンス・リースの債権を多数持っている債権者がいたとしても、保全部分で対応されない非保全部分のところの集まりで少額性を見るということであれば、實際上、かなりのケースに対応できるのではないかと考えております。

次に、2番目の手続の対象債権者に漏れが判明した場合の手続的な対応について、今回

対象債権者の範囲、つまり通知を送るべき対象債権者の範囲が広いので、漏れが生じたときの手続的な手当てが必要であると、従前のワーキンググループで問題提起させていただいておりました。

権利変更議案に最終的に大きな影響を与えるような対象債権者が漏れるということは実務上は考えにくいので、どちらかというところ、そうではない、あまり大きな影響がない債権者について、うっかり見落としてしまうというケースが基本的に考えられます。そうだとすると、対象債権者集会までの間は、理解が得られれば、基本的に手続を柔軟化するという考えに賛成でございます。ファイナンス・リースだけではなくて、外国債権者に把握漏れが生じるということも十分あるのではないかと考えております。

対象債権者集会を過ぎて議決権がある債権者が漏れていた場合には、手続のやり直しというのも致し方ないかなと考えておまして、そこは書面、オンライン等の運用上の手当てをすればいいと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。まずは、事務局の皆様にごここまでおまとめいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

私も、この従前からの論点につきましては、内容について特段異存あるところはございませんで、全て賛同いたします。

その上で、少額債権の部分については、非常に懸念していた部分であります。先生方と、そして前回の実務家の先生方との議論を踏まえて、最終的に非常によい形で落ち着いたのではないかと思います、大変うれしく思っております。

少額の対象債権のところ、先ほど菅野先生もおっしゃいましたように、括弧書きの中身が入ることによって、弁済禁止の例外の対象になる少額の対象債権というものが、本当に必要なものに絞られるのではないかと思いますので、この文言が入ることは非常に意味があるのではないかと思います。

さらに、新たに加わった部分というところで、4ページ目の3つ目の●の最後の部分、担保付債権の保全部分と少額の対象債権を併せて用いると従前どおりの弁済ができるようになるということを書くことで、実務家の先生方も安心なさるのではないかと思いますので、非常によいのではないかと思います。

1点、質問があるのですけれども、6ページの少額の対象債権の事前の確認の部分なの

ですが、この確認を求めることについて全く異存はございませんが、確認を求めることとしてはどうかというこの部分は、確認をする必要があるという点がどこかに明示されるのでしょうか。たとえば、Q&A等どこかに定められるのでしょうか。この点がどこかに明記されるのかというところが少し気になりました。

あと、少額の対象債権の部分だけが事前の確認が必要だとされると、弁済禁止の例外はほかにも列挙されているので、ほかの部分については事前の確認は要らないのかという点について事前に質問をさせていただいておりましたが、この点について、6ページの最後に、ほかの部分も事前のチェックを経ることが望ましいと記載されたのは、弁済禁止の例外の部分の取扱いとしては、これで平仄が合ったような形になるのでよいのではないかと思います。

最後のページで、預金拘束の部分の「安易に」という文言が削除されたというところがありますが、前回は実務家の先生方の御意見の中にも何度か出てきていたものだと思いますし、この「安易に」という言葉の削除によって、疑わしい部分もなく使えるようになったのではないかと思いますので、よいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。御質問もありましたが、お答えはありますか。

○田尻補佐 ありがとうございます。御質問いただきました少額の手前の確認については、省令で規定をする想定でおりますので、確認をあらかじめ受けたものという形で、それについて弁済の例外にするという想定でおります。

もう一つ、p6下部のなお書きのところの運用は御指摘のとおり、こちらについては望ましいと考えられるという形で、一方で、例外弁済するものについて、少額以外の事由によるものについても取消しの事由になり得るところもありますので、第三者機関のチェックをしていくことが望ましい、これは運用で示すことかと思っております。

以上でございます。

○山本座長 よろしいでしょうか。それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 よろしくお願いいたします。お取りまとめ、ありがとうございます。私もこの5点について、特段異論はございません。少額対象債権について、ファイナンス・リースとの関係で実務的観点からコメントをさせていただければと思います。

私的整理の実務で事業の継続性確保の観点から、資金繰りに支障がない限り、継続使用するファイナンス・リースの支払いを継続する取扱いが一般に行われている点は、皆さん

御存じのとおりかと思えます。

ここで、ファイナンス・リースの会計処理の構造上、リース取引の開始時は、資産と負債がバランスしますが、その後、資産の減価償却方法として定額法を採用していると、リース資産は定額的に償却されるのに対し、リース負債は当初は利息費用が大きいので、元本弁済額が小さくなってしまい、リース負債の減少ペースが相対的に緩やかになります。

その結果、資産評定上、リース資産の適正な償却簿価を基礎に担保評価を行うと、会計上のリース負債残高との差額が生じてしまい、一部に非保全部分が生じることが見込まれます。

これまでの私的整理の実務との整合性を踏まえると、このような少額の非保全部分について、弁済禁止の例外として、少額の対象債権と位置づけることが、実務との整合を図りつつ、事業継続を確保する観点から望ましいと考えております。

また、会計上、定率法を採用している場合にどうするかという点が問題になりうると思います。定率法を採用していると、リース資産の簿価は、当初、減価償却費が大きく計上され、簿価が大きく減少する傾向にありますので、リース負債との差額がより大きく生じることが予想されます。

この点、リース資産の実際の使用の様態が定率的であるか否か、すなわち経済的耐用年数の初期に加速度的に使用している実態があるか等を踏まえて、資産評定上は経済実態に即した方法、例えば定額的な使用が行われているのであれば、定額法相当の評価をするという余地もあると思っております。この辺りは資産評定において取り決めていく必要があると思っております。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 山崎です。ここまでの取りまとめ、どうもありがとうございます。私からも2点お話しさせていただきたいと思えます。

まず、6ページの少額を弁済した場合の件に関して、権利変更議案で同額までは全額弁済するという記事を記載するという件に関してです。

債権者の公平性の観点から適切な内容だと理解しておりますが、実務上はリース料の金額が相応に大きいような場合に、リースについて支払いを継続するかどうかの判断というのは、それなりに慎重に行う必要があるということになるかと思えます。手続当初に権利変更議案における少額弁済のバーを決めるのに近い判断が必要になってくるということか

と思います。

この制度を考えてみるに、やはりリースを対象債権に含めるということで、一時停止をするというのがあくまで原則型であるということになるかと思えます。これまでの私的整理の実務とはやはり異なるということになりますので、そのことについては実務家もより慎重に、かなり丁寧に確認する必要があるという点は大きく変わってくるということで、喚起をしていく必要があるかと思えます。

それから、リース会社さんへの周知であったり、手続に取り込まれることへの理解ということが非常に重要になってくるかと思えますし、リース会社が対象債権者に入ること、銀行を含めた、これまでの金融機関も手続の流れであったり、状況が変わってくることもあるということを御理解いただく必要があると考えております。

それから、2点目についてです。16ページの一番下でオーナー貸付の権利変更について記載をしていただいております。これ自体は当然のこと、特に異論があるということではないのですが、前回、全銀協の斎藤さんからも、早期での事業再生のために経営者がインセンティブを持てるようにするという観点が重要ではないかという発言があったと記憶をしております。再生の着手時期が遅いと経営者は会社に私財を投入していきますので、経営者の資産としては、オーナーから会社への貸付金しかなく、実質的に残す資産がほとんどないというケースが多くなります。

他方で、早期に事業再生に着手をすると、逆にまだ資産が残っている可能性が相応にあるということになるかと思えます。それに対して金融機関が会社に私財を投入せよということを示したり、経営者に対してより厳しい対応を取ることになると、早期の再生着手のインセンティブを失うということになりかねませんので、やはり経営者保証ガイドラインを柔軟に活用して、経営者のインセンティブ資産を相応に残すことで、早期事業再生に経営者が着手できるようにする。こういったことも意識喚起していく必要があるかと思っております。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、四十山委員、お願いします。

○四十山委員 四十山です。本日の論点、5つにつきまして、方向性については賛成でございますが、2点、指摘をさせていただきたいと思えます。

まず1点目として、少額の非保全部分の手続中の弁済についてでございますが、今日の資料で提案されています要件としては、「早期に弁済することにより手続を円滑に進行す

ることができる場合」とありまして、これは民事再生法、会社更生法の条文と同じ表現になっているわけでありますけれども、民事再生や会社更生の場合は、実務としてどのように行われているかと申しますと、裁判所の許可などを取ったうえで、債権者を手続の外に完全に出してしまう、つまり直ちに全部払ってしまうことが前提とされており、条文もそのような表現になっていると理解しております。

他方、今回の早期事業再生法において想定されているのは、特にリースの場合ですと、例えば1つのリース契約が60回分割の分割弁済になっている場合に、この例外の適用によって、非保全部分を直ちに全部払ってしまうというわけではなく、今までの分割弁済を従前どおり、60回分割のペースで払っていきますよということだと思しますので、それを「早期に弁済することにより」という表現でカバーできているのかどうかという問題があるかと思えます。

したがって、この「早期に弁済することにより」という文言については、例えば約定どおりの弁済をする場合も素直に読めるようにするのがよいのではないかと思います。

2点目でございますが、漏れが判明した場合の逆のパターンとしまして、本来、対象債権者に入れるべきではなかった、たとえば、貸付債権等を持っていると判断していたけれども、債権者から争われて、よく再検討した結果、これは貸付債権等には当たらないという判断を手続中にして、その債権者が対象債権者から外れる場合というのも一応あるかと思うのですが、その場合、早期事業再生法の5条、「確認の取消し」の規定の解釈として、これは確認を取り消さなければならないという必要的取消しに当たるのかどうか。ここは条文の読み方が難しいと思っております、5条1項1号の最後のところに、「又は当該確認・・・を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき」というのがありますが、この同項各号というのは、貸付債権等一覧表に記載された債権の「貸付債権等」該当性の規定（3条1項2号）を受けているので、このまま素直に読むと、本来は「貸付債権等」でなかったものを、そうであるとして確認してしまっただけで、後でそうでないと判明した場合は取消事由になると読めるのですが、どうなのでしょう。実務的には、それが非常に重要な債権であれば、手続を取り消して最初からやり直しということもあるかと思うのですが、小さな債権を間違えて取り込んでしまっただけで外した場合に、いや、これで取消しですとなると、手続が安定しませんので、そうならないような実務になるとよいと思えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。今の御指摘の点、何か事務局から御発言はございますか。

○田尻補佐 ありがとうございます。四十山先生から御指摘をいただいた点については、前段については、趣旨としては民事再生とは異なり得るということではあったかと思えますので、分割弁済も読めるような運用にしていけるように、明らかにしていきたいと思っております。

後段のほうについては、御指摘のところは、この条文の意図しているところとしては、対象債権にならないものを対象債権としていた場合というのは、恐らく念頭に置かれているものではないと思っはいるのですけれども、どういう解釈ができるかについては、我々のほうで検討を深めたいと思います。

○鮫島産業組織課長 ありがとうございます。確かにこれは義務的な取消しに読める規定であります。これを杓子定規に運用すると、安定しないどころか取消事由が広過ぎる。とはいえ、どのような解釈で妥当な運用にするかというところは非常に難しいところです。趣旨解釈をするのかということだと思っておりますが、そこはちょっと検討させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、これで一通り委員の皆様から御発言をいただきましたが、オブザーバーの方々からも発言希望があれば伺いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それから、委員の方でさらに補足的な御発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。では、鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 ありがとうございます。鐘ヶ江です。四十山委員の御指摘があり、確認をしたいことが生じたので、発言させていただきます。

4ページの少額の対象債権とリース料の支払いの部分です。少額の対象債権という部分に要件として、手続を円滑に進行することができる場合というのが入ったと理解をしています。この規定は、四十山委員の御指摘のとおり債権を全額払うことで手続を円滑にすることができる場合という民事再生法の規定と同じように理解しておりました。なので、たとえ60回払いの1回ずつが少額だとしても、残っている非保全部分が少額でなければ払えないですし、この少額の金額を超えて持っている債権の放棄をしつつ手続中の弁済をするということが許されるのかどうかというと、これは許されずに全額を払って、全額が少額である場合だけが弁済禁止の例外に含まれる。かつ金額感なのですけれども、民再でも出

てくるような10万円とか、そういった本当の少額のもがここで弁済されるものというイメージを持っておりました。

ですので、リース債権者の方に弁済できるかどうかというのは、中村委員の御発言にあった資産の評価によって、担保でどこまでカバーされているかの問題が主なる部分だという理解でございます。その際に、会計上の定率、定額という減価償却の方法と、観察可能な市場価格があるという評価の基準とは若干やはりずれがあるとは認識していますので、基本的には資産の評価の中で、リース債権者というのは、それが所有権か利用権かはともかく、基本的には全額保全されているというような評価がなされる結果、払われる。こちらが本則であって、こちらの規定は、少額の対象債権というのをを使ってリース債権を弁済していくというのはあまり想定していなかったというのが私の理解でございました。もし何か誤りがあれば教えていただければと思います。

○山本座長 ありがとうございます。事務局から。

○田尻補佐 ありがとうございます。鐘ヶ江先生のおっしゃるとおり、基本的には理解のとおりでございますので、全額について基本的には担保保全されるものが大半ということの規定しておりますけれども、そうではない部分について、少額というもので広いものがあればという意味で、総額としてという意図でございましたが、先ほど四十山先生の御指摘は、全額をフルカバーされているという前提で、弁済の仕方をどうするのかということだと理解しましたので、そこを少し分けて検討していきたいと思っています。

○鐘ヶ江委員 ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。中村委員、どうぞ。

○中村委員 資産評価における、ファイナンス・リースに係るリース資産の評価について、第三者評価が取得できそれが相当であれば、同評価になると思いますが、そういったものがない場合、実務的な取扱いでは減価償却に基づく簿価（償却簿価）による評価になると思われま。

後者の場合、ファイナンス・リースの会計処理の構造上、どうしても資産と負債の簿価に差額が生じるため、大半のケースでフル保全にならず、非保全部分が会計上生じる点を念頭に考えたほうがよいと思います。

実務的には、この部分が少額なので一括で払うというよりも、リース取引を継続し、分割で払っていくことになると思うので、そのような取扱いができるような運用面の整理が必要と思われました。

ファイナンス・リースに関しては、当然ですが、他の債権者を害さない範囲、資金繰りに支障が生じない範囲での支払いに限定され、必ずそのまま支払われることを保障するものでないと考えております。

実際のケースでは、手続期間中の資金繰りが安定しないので、ファイナンス・リースについても一時停止をお願いし、利息相当分を支払いながら、私的整理の手続外でリスケジュールをお願いし、計画期間において当初のリース期間を超える期間で延べ払いすることもあります。また、リース資産について第三者による動産評価を取得し、保全、非保全の価額を明確にしながらか権利変更を要請することもあるかと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 ありがとうございます。今の中村先生の御意見を伺って、実務がよく分からないものですから、こういうことが可能なのかという質問なのですけれども、恐らくは必ず少額の非保全部分というものが出てくるであろうということを前提に考えた場合、先ほどの四十山先生のご発言は、分割弁済を本当に早期に弁済というのか、民事再生手続とは異なって分割弁済をするということになると、弁済禁止の例外の要件とする「早期の弁済」とはいえないのではないかという御趣旨だと理解したのですが、

そうだとすると、非保全部分が恐らく前提として生じる中で、分割で約定どおり払うけれども、最初に払うものを非保全部分から割りつけていくように評価しながら、非保全部分を最初に払っていくことで、「早期に弁済」の文言と矛盾しないような形で考えることというのは可能なのでしょうか。「分割で」払うということと、「早期に」というところが、私も四十山先生のご意見を伺って確かにそうだなと思ったので、そのように考えることが可能なのか少し伺えればと思っております。

○四十山委員 今、杉本先生から御質問のあった点については、恐らくこの制度において想定される実務としては、約定どおりの弁済を手続中に行う場合、その弁済というのは非保全部分から充当することになると思うのです。リース会社とすると保全部分は取っておきたい。非保全部分はカットの対象になるかもしれないので、なるべく非保全部分を減らしたい。したがって、リース会社の協力を得るためには、手続中の弁済は非保全部分から充当することになると思うのですけれども、かといって、手続中に非保全部分を全部弁済し切れない場合もあるので、まだ解決していない部分もあるかなと思っております。

○山本座長 ほかにいかがでしょうか。鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員　鐘ヶ江です。ちょっと分からなくなりましたが、この手続は保全部分と非保全部分を確定させる効力がない手続だという理解ですので、担保権者に対して何か払おうとすると、保全部分と非保全部分をどう決めるかという点に加えて、支払がそのうちのどちらに充当されるのかという点の2つを含んだ別除権協定が必要になるという理解をしていました。

この手続に整合的に理解をすると、確認時点における資産評定の額をもって保全額とすること及びその後払っていくものは保全部分に充てていくことという、この2つの別除権協定をして払っていくものと理解をしていました。今の四十山委員の御発言の、債権者としては非保全部分に充てていきたいという点はそのとおりですが、この手続における対象債権を合意によって支払うわけにはいかないと思います。そのため、支払っていくとすると、保全部分を別除権協定で合意をした上で払っていくという立て付けを前提にしています。

この部分でちょっと前提が違っていましたので、問題提起をさせていただいております。

○山本座長　山崎委員、どうぞ。

○山崎委員　リースに関して大きく2つのパターンに分けて考えてみたいのですが、1つには、やはりなぜこのリース債権を対象にするかということ考えたときに、例えば工場の機械や設備のようなかなり大型のリース資産というものがございます。工場を新設するとき建物や設備代金を借入金で賄うのと併せて、かなりの多額の機械設備のリースを組むというケースがよくあります。

そういった場合のリース資産は、まだ工場を建てて間がないであるとか、設備を導入して間がないような場合であれば、かなり資産としての簿価が大きい。ただ、同様に金融機関が担保に取っている建物等の資産の簿価も大きいと。こういう事案において、実務的に、どうしても収益が上がっていないときに、スポンサーの評価を前提として、スポンサーの評価と不動産鑑定評価の目線をどう合わせるのかがよく問題となります。

このときに、本来的には借入れて調達をしている建物や設備とリースによって調達をしている機械、設備とで大きな差異がないということからすれば、こういったケースにおいて、対象債権にリース債権も含めることで、金融機関とリース会社との公平性、平仄を合わせるということが、この手続によって実現されるという理解をしております。

今ほかの先生方が議論されているのは、多くは今申し上げたようなケースというよりは、むしろ例えば事務機器であるとか、車両のリースというようなもので、車両は結構台数も

多くて金額が大きくなるようなケースがあるので、一概に車両が全てあてはまるということとは言えないのですが、事業継続上、普通に継続をしないといけないし、かつ金額が小さいもの。これらのリース資産は数も多いので、実際に査定をして、評価をして、割りつけをして、カットするかしないかを判断するというのは、実務的にワークしない可能性が高く、このような場合については、従来の実務同様にリース契約の約定どおりに支払うということが想定されていると理解をしております。

すなわち約定のとおり払っていくということであれば、1回の支払いにおける保全部分への割りつけと非保全部分への割りつけというのが、ある種、減価償却の速度に応じたような形で、自動的に計算されるような性質のものではないかということかと思えます。なので、私が先ほど申し上げたような設備のリース等、大がかりな、金額の大きなリースについては、別除権協定を締結して、対象債権としての位置づけをしていくということになるかと思えますが、今申し上げたような事務機器のリース等に関しては、やはり従来のリース契約どおりということが重要だと思えますので、そこの割りつけというのもある種、機械的に決まっていく。かつ一個一個、別除権協定というようなものを締結するというのではなく、ほぼ自動的に合意ができて、手続が進行していくというようなことでなければ、少額債権として払っていくという、事業の再生に支障を及ぼさない目的で払っていくという趣旨に反する結果になりかねない面があるかと思えます。この話はかなり運用の問題かもしれないのですが、今申し上げたような場合は協定でという実務にはしないという整理をしていくべきなのではないかと考えております。

長くなりましたが、以上です。

○山本座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。四十山委員。

○四十山委員 今、鐘ヶ江先生がおっしゃったような別除権協定を結ぶ場合と、山崎先生がおっしゃったような保全部分と非保全部分の割りつけにする場合と、いずれもあると思えますし、もう一つ考えられるパターンとしては、特に協定の締結はしないけれども、確認事業者の側から、あなたの保全額は幾らです、非保全になった部分は、今後、約定どおりの弁済のペースで払っていきますと。特にそこで協定書を締結するというわけではないですけども、債務者側からそういう説明をして、リース会社の皆さんに御納得いただく、そういうことでないと手続は円滑に進まないのではないかと思います。

恐らく、保全部分に充当する場合も、按分で割りつけますという場合も、リース会社からは必ず意見が出ると思えますので、なるべくリース債権者の皆さんに手続に御協力いた

だくためには、債務者としてはやはり、「手続中の弁済は非保全部分から充当するので、手続に御協力ください」という運用をする場面もあると思うのです。

以上です。

○山本座長 鐘ヶ江委員。

○鐘ヶ江委員 山崎委員の御発言がありましたので、私の申し上げたことを補足させていただきますが、ご指摘のとおり大々的な別除権協定を結びたいということは思っておりません。

ただ、この手続自体にやはり保全部分を確定させる手続というのがなく、逆に非保全部分という概念が決められないという手続ですので、例えば事務機器のリース債権者に今までどおりリース料を払おうとすると、理論的には全額が資産評定により保全になっているという理解と、支払っているリース料がその保全部分を払っているということをお互いが暗に確認をしているはずであり、その分析的な理解を別除権協定と呼んだものでした。実務として私が個人的に想定しているのは、全て保全なのでこれまでどおりの支払をします、対象債権にはなっていますが特に権利変更を予定していないので、説明会や集会に出ただけで必要はないです、これまでどおりよろしくお願ひしますという内容の通知を一時停止要請の通知と一緒に送らせて、オプトアウト的に特に異存がなければ別除権協定は暗に成立しているという理解をしていました。

またこれとは別に、大きな資産、つまり設備等についてのリースがあるケースについて、これと異なり実質的な別除権協定が必要になりそうだということも理解はしています。リース資産と負債の差が大きくなった場合に非保全部分が生じて、その権利変更をお願ひしないといけないということになると、これはまた別途に別除権協定に関する本格的な協議が必要になると思っております。ちょっとその前提をお伝え申し上げました。

○山本座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

伺っているところ、現象面においては、それほど皆さんの認識に大きな違いはない。基本的には今までどおり弁済をします。それを理論的にどのように位置づけるのかということの見方に若干の違いがありそうな気はしまして、それは私のような理論家にとっては大変興味深い、私も言いたいことはいっぱいありますけれども、そこはさておき、基本的に今回決めるところとして、どう運用していく、どういう文言の通知をリース業者に出す、どういう合意をリース業者とするというのは、運用段階でさらに考えていただかなければいけない部分はあるということは分かりました。それはひょっとすると四十山委員が言わ

れたように何通りかあるかもしれません。ですが、ここで決める文言としては、早期に弁済することにより手続を円滑に進行することができる場合という文言なのですが、私の理解では、これはかなり広い文言で、民事再生や会社更生でやっている運用は、それを1つの場面に当てはめているところはあるわけですが、鐘ヶ江委員が言われるように、この場合においては、当然ながら期限の利益は来ませんし、非保全と保全というのを分けることも基本的にはないという、この手続の特性を前提にしたときに、今言われたような現象面でのやり方と、そのまま支払い続けるということを正当化するのが、この文言で読めないかということ、それは結局、ほかの債権者については弁済しない、止めているところを早い段階で非保全部分をリースについては少額ということで払っているという意味では、早期に弁済して、それによって手続全体が円滑に進行していくということを目的とした弁済であるとすれば、読めることは読めるのかなと私自身は思いました。

ただ、さらによい文言がないかどうかというのは、先ほどの四十山委員の御提案も参考にしながら、引き続き事務局で検討していただきたいと思えますけれども、この段階ではそういうことではいかがですか。皆さん、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。ファイナンス・リースを取り込むことが様々な問題をもたらすということは、よく認識できたように思えますけれども、それでは、この点は一応この程度にさせていただいて、ほかの点について、もし何か委員のほうから御自由に御発言があればと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、よろしければ、この資料3の議論については、この程度とさせていただきまして、今日はもう一つというか、本来のあれですけれども、資料4の早期事業再生検討ワーキンググループ取りまとめ(案)について、取りまとめをいただくということでありませう。

この案は、これまでのワーキンググループにおける議論を取りまとめたもので、この内容に基づいて、今後、経済産業省において省令及びQ&Aが策定されることとなるということになります。

それでは、この資料4について御説明をお願いいたします。

○鮫島産業組織課長 ありがとうございます。資料4、大部でございますので、2ページ目といたしますか、ここで全体の構成を御説明できればと思っております。

0. 取りまとめに至る経緯として、そもそもどういう趣旨の法律だったのかということ  
をまとめてございます。

1. が、どのような主体が手続に関与するかということで、まずは申請主体となる事業者  
について。また対象債権者、権利調整の対象となる方がどういう方か、それを確認する  
指定確認調査機関についての規範を最初にまとめているという流れでございます。

次の2. が、今申し上げた手続の主体がどういう行動をするか、その手続面、フローに  
ついての観点からの規範を並べているということでございます。

まずは手続を開始するとき、どのような場合に申請できるか。その確認後に、一時停止  
の要請を出すと。さらに一時停止要請を出した場合の、その要請の効果、弁済禁止の例外  
についてでございます。その後に対象債権者会議等があるということでございます。また、  
従業員からの協力を得るために労働組合等との協議を求めることもあるということ、また  
資産評定を行い、⑦にあるような権利変更議案・早期再生計画等を提出して、最後に、対  
象債権者集会で決議を行う。その決議を行う際の議決権の額の算定についてと、手続の順  
番に沿って並べているということでございます。

最後に、特例として、社債やプレDIPファイナンスの特例として、事業の不可欠性の  
確認要件等を並べている。こういう章立てでございます。

これは基本的には、中間整理と変わってはございませんが、先ほどの資料3の16ページ  
に書かれている各7つの論点につきまして修正を行いまして、それを今御提示している資  
料4の中に、順次、反映させているという構成でございます。

これを取りまとめの成果物そのものとして、御提示を取りまとめられればと考えてござ  
いますので、構成も含めて御意見や御指摘等を賜られればと考えてございます。

今後はこの成果物の取りまとめを受けて、省令、Q&A等をしかるべきタイミングでま  
とめていくということでございます。そのまとめる際に対する御指摘や御助言等々も賜れ  
れば幸いです。

事務局からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。ということで、これまで御議論いただいたもの  
を全体としてまとめた、今日の御議論も含めて、そこに溶け込ませてまとめられている資  
料と承知をしておりますけれども、これについて、これは最終的にこのワーキングの成果  
ということになりますので、皆さんに御議論いただきたいと思います。

特に今回、順番に指名するということはしませんので、御意見がある委員は、例によっ

て名札を立てていただいて、私のほうから御指名いたしますので、御自由に御発言をいただければと思います。どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 1点だけ、先ほどもちょっと発言させていただいた点に関係するのですが、オーナー経営者の個人保証がある場合については、現状の事業再生手続においても、経営者保証に関する債務整理計画を策定して、経営者保証ガイドラインに則って一体的に処理をする、解決をするということが行われております。

事業再生ADRにおいても、それはあくまで保証債務計画についての別途の計画であって、債権者会議も一旦事業再生ADRにおける事業者の計画についての会議が終わった後に、同じメンバーなのですから、別の会議をやるというようなことも行われております。なので、当然、早期事業再生法においても、あくまで別の手続ということになりますし、経営者保証に関しては、保証を取っている全対象債権者、保証債権者の全員の同意が当然必要になってくるということで、立つつけも大分違いますが、やはり経営者保証がある場合においては、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理も一体的に行われるものであり、そこについては従来の実務同様に対象債権者が、その取組を真摯に行っていたということが重要かと思っております。

それからリース債権が対象になってくると、やはりリース契約においても、経営者が保証しているケースというのは結構ありますので、そこでリース債権についての権利変更を伴う場合には、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理計画においてもリース債権者が従来登場しなかったケースにおいて登場してくることも増えてこようかと思っておりますので、その辺りも含めてQ&A等での意識喚起ということを図っていけるとよいのかなと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。最後の機会でありますので、ぜひ御発言があれば。中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。50ページに確認申請時の提出書類についてという記載がございますが、この中で、資金繰りについては、確認の申請の日以後の申請者の半年間の資金繰り見込みとされており、計画提出期限が6か月ということと平仄を合わせた資金繰り見込みが求められていると理解をしております。

前回のワーキンググループの議論の中で、全銀協の方からも御指摘がありましたが、計画提出後、計画成立までの期間や、スポンサー型であればクロージングまでの期間までの

資金繰りの安定性が必要となり、その期間が半年以上となるケースもございます。そのため、半年間という期間に縛られず、実際に資金繰りの安定性が求められる手続期間に対応した資金繰りを提出することが、関係者の手続への安定的な参加につながるかと思えます。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。特によろしいですね。ほか、いかがでしょうか。特段よろしいですか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

それでは、資料4についての議論は、この程度にさせていただければと思います。今後ですけれども、本日はかなりファイナンス・リースを中心に御議論いただいたところですので、事務局において、資料4について修正が必要かどうか、修正が必要ということであれば、必要な修正を加えたバージョンについて、皆様にメール等でお知らせをいただいて、それを最終的に御確認いただくという形を想定しております。

その上で、最終的な取りまとめにつきましては、座長である私、それから事務局に御一任をいただければと思いますけれども、そういう流れでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、そういう形で取りまとめをさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料5につきまして、事業再生ADRに係る省令・告示等の適正化・改正についてということ、事業再生ADRへの影響というところでありますけれども、この点については、当ワーキンググループの直接の審議事項ではございませんが、関連する問題ということで、産業創造課から御報告をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○北村補佐 産業創造課でございます。課長の松田の代理で御報告をさせていただきたいと思えます。

資料の5を御覧いただければと思いますけれども、早期事業再生法の施行に合わせて、事業再生ADR制度に関しても省令・告示、それから例えばQ&Aなどの整備も含めて必要な適正化を実施したいと考えてございます。具体的には、この資料の5に大きくは2つ挙げてございますけれども、プレDIPファイナンスの優先性確認の要件について、本ワーキンググループにおいても、早期事業再生法におけるプレDIPファイナンスの優先性確認の要件について議論がありましたが、これに合わせる形での省令の改正を検討してい

るところでございます。

下に点線の枠囲いがございますけれども、参考①としてあるほうが現行の省令でございます。

それから2点目でございますけれども、こちらは告示でございますが、認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項とされている部分に、現在、法的手続、それから特定調停などに移行することとされているところですが、こちらに早期事業再生法への移行も位置づけをさせていただきたいと考えてございます。こちらも告示の改正を検討しているものでございます。

これら早期事業再生法の施行に合わせて適正化を改めて行いますとともに、ホームページ等において、制度の周知、広報を行うこととしたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。鐘ヶ江さん、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 ありがとうございます。事業再生ADRの2点あるうちの後ろの点なのですが、要するに事業再生計画案に不同意が出た場合には法的手続を申し立てないといけないという規定があるかと思えます。

これはもともと私的整理ガイドラインからあった規定が踏襲されてきたのかと思えますが、現在では様々な私的整理の手法がありますし、純粹私的整理であっても対応可能なケースというのもあるかと思えますので、この法的手続を必ず申し立てないといけないという規定自体が今はそもそも要らないのではないかと私自身は思っているところです。言い換えると、事業再生ADRを申し立てると必ず法的手続が後ろに予定されるとまでする必要は今はないのではと思っています。

今回の早期事業再生法との関係ではないのでコメントにとどめますが、そのような意見を持っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本日の審議は、この程度ということになります。

最後に、事務局から事務連絡等をお願いしたいと思います。

○鮫島産業組織課長 改めて御審議ありがとうございました。今日御指摘があった点、例えば弁済禁止の例外とする少額の対象債権の文言であるとか、また、経営者貸付けに関する意識喚起であるとか、資金繰りの見通し期間が半年以上の場合もあるべきではないかという御指摘を踏まえて、先ほど山本座長からあったように、修正が必要かどうかしっかりと検討した上で、また委員の皆様にご相談できればと考えてございます。

それでは、最後でございますが、座長、よろしく申し上げます。

○山本座長 それでは、これをもちまして早期事業再生検討ワーキンググループは終了ということになります。

最後に当たりまして、私からも一言を委員の皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。最初の会合で、私は、神は細部に宿るということをご報告しました。法律ができた後、省令、あるいはガイドライン等において、より制度の全貌というものが明らかになってくるという趣旨でございましたけれども、しかし、まさか取りまとめのペーパーが99ページに上るものになるとはちょっと想像はしていなかったのですが、議論をすればするほど様々な問題点、御指摘をいただきまして、制度の内容というのが深まっていくということを実感したところでもあります。かなりの程度、私の頭の中でも制度の全貌というものが明確な姿を伴ってきたように思います。

ただ、それでも恐らく、今後、具体的に運用を進めると様々な問題点が出てくるのではないかとことは今日の御議論からも予想されることでもあります。その意味で、本日おまとめをいただき、これに基づいて経済産業省には、省令等の整備を進めていただきたいと思います。恐らく委員の皆様におかれては、今後、実務の面において、この制度が実際に使われるように、日本の事業再生を的確に進められるようなものとして成長させていくことを引き続き指導していただく必要があるものと思います。

そういう意味で、ぜひ引き続き、委員の皆様方の御協力をお願いするとともに、これまでの熱心な長期にわたる御議論に感謝をいたしまして、ワーキンググループを閉じさせていただきます。長い間、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

——了——